

通勤手当認定簿

氏名		職員番号		組織・所属				事実発生年月日		令和	年	月	日
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等				〔算出式〕				届出年月日		令和	年	月	日
平均1箇月当たりの通勤所要回数								回		受理年月日		令和	年
利用者	順序	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	支給月	備考	
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額													
自動車等の額 (法第12条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 km)													
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額									
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき				55,000円 × [箇月] =					円				

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券 回数 その他	特別料金等(特別運賃等)の額の 算出基礎		特別料金等2分の1相当額 (特別運賃等相当額)		1箇月 当たりの 特別料金等 2分の1相当額	新幹線鉄道等 (橋等) の認定期間	支給月	備考																														
	新幹線鉄道等の 名称	利用区間		回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券																																		
新幹線 鉄道等 利用 者	1																																								
	2																																								
	3																																								
	4																																								
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額																																									
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が 20,000円を超えるとき				20,000円 × [箇月] =				円																																	
法第12条第5項適用職員の特別運賃等の額																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>各庁の長の確認・決定欄</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>令和 官職 氏名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各庁の長の確認・決定欄	備考	支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	令和 官職 氏名	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各庁の長の確認・決定欄	備考																											
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	令和 官職 氏名																												
決 定 事 項	法第12条第1項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (<input type="checkbox"/> 規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 {			返納事由 規則第19条の2第1項		返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等、 新幹線鉄道等、橋等	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額、 規則第19条の2第4項の額)の算出基礎	払戻金相当額 (払戻金2分の1 相当額、規則第19 条の2第4項の額)	備考																															
	手当額の決定 法第12条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 法第12条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項 <input type="checkbox"/> 第5項			1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円																																
				2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円																																
				3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円																																
	1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第19条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と人事院の定める額(算出基礎)							月	(算出基礎)	円																															
							月	(算出基礎)	円																																